

休眠預金活用事業の実施により得た収入の取り扱いについて

今般、収入を伴う事業を実施する団体様より資金提供契約の定めに対する解釈について問い合わせがありましたことを踏まえ、事業収入の取り扱いについて以下のとおりお知らせします。

記

資金提供契約における「本事業の実施により得た利益は、本事業実施のための自己資金に充当して、指定口座で管理するものとする。」との定めは、本事業の収入について、営利企業等において他事業に流用されることを防止し、また本事業の実施および事業規模拡大に活用いただくことを目的としています。当該目的を踏まえ、原則として事業収入は指定口座に入金のうえ管理してください。なお、当該規定について以下のとおり補足します。

<「利益」の意味>

本事業により得た収入を指します。当該収入を得るために費やした経費が本事業で助成されている場合に対象となります。資金提供契約に「利益」の文言が使用されていますが、これは会計基準や税法に基づく計算結果を意図するものではないことを補足します。

<指定口座への全額入金が適切ではない事業への例外的対応>

事業スキーム等を踏まえ、事業収入の指定口座での管理が適切ではない状況がある場合、資金提供契約における財産の処分の制限の定めにより、実行団体であれば資金分配団体の承諾を得たうえで適切に管理してください。その場合でも、資金計画を達成するため、適宜、事業収入を自己資金に充当し、事業収入の別口座での管理を理由に自己資金が不足することは避けるようにしてください。個別事案については JANPIA 担当 PO までご相談ください。

【参考】資金提供契約における関連条項（22 年度通常枠実行団体向けより抜粋）

第 11 条（会計）

2. 甲は、乙が本総事業費の管理を行うための金融機関口座を指定するものとし、乙は、指定口座において本総事業費以外の金銭の管理を行ってはならず、また、指定口座以外の金融機関口座において本総事業費の管理を行ってはならないものとする。なお、乙が本事業の実施により得た利益は、本事業実施のための自己資金に充当して、指定口座で管理するものとする。

第 22 条（財産の処分の制限）

1. 乙は、本事業を実施するにあたって、本事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（本事業の実施により得た利益を含み、以下「本財産」という。）を、助成期間中及び本事業完了日の属する事業年度の終了後 5 年間は、善良な管理者の注意をもって管理を行い、本事業又は事業完了時監査において甲が承諾した事業の実施のためにのみ使用するものとし、これらの事業の実施以外の目的で、使用、譲渡、交換、貸付け、担保設定その他の処分を行う場合は、甲の事前の書面による承諾を得るものとする。

※ 第 11 条（会計）「本事業の実施により得た利益は、本事業実施のための自己資金に充当して、指定口座で管理するものとする。」は実行団体のみの規定ですが、資金分配団体も同様の取り扱いとなります。

以上